人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成)/(賃金助成)【建設事業主向け】) 支給申請書チェックリスト

支給申請 受講終了日の翌日から2ヶ月以内

・所定労働時間

・休日(該当日に〇)

(例:終了日が4月15日の場合、6月15日到着分まで有効)

◆送付先 注)熊本県管轄事業所提出先

〒860-0047

熊本市西区春日3-26-47 JR熊本春日南ビル3階 熊本労働局 職業対策課助成金センター(建設労働者技能実習コース担当) TEL 096-312-0086 FAX 096-312-1552

	チェック	提出書類
【共通】		
1		人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成)(賃金助成))支給申請書(建技様式第3号)
2		受講者名簿及び人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))の助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)
3		支給要件確認申立書(共通要領様式第1号) 役員等一覧(別紙)
4		支払い方法・受取人住所届(既に届出をされてる場合は不要。但し、変更がある場合は再提出が必要です)
5		労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書(写)又は労働保険料等納入通知書(写)
6		賃金台帳(写)
7		労働条件通知書(写)、就業規則(写)、雇用契約書(写)、休日カレンダー等の受講者の所定労働日及び所定労働時間が 分かる書類(写)
8		出勤簿(写)、タイムカード(写)等の訓練期間中の出席状況を確認するための書類(写)〈受講日を含む1ヶ月分〉
9		実施日ごとの科目時間数が分かるカリキュラム
10		技能実習委託契約書(書式の参考として建技別様式第3号)(写) 若しくは受講申込書(写)
11		委託費の領収書(写)
【技能実習期間内に、時間外手当(時間外及び休日労働)を支払った日、又は振替休日とした日がある場合】		
12		時間外手当、割増賃金等支払い証明書 兼 休日(出勤扱・振替)証明書(建技様式第3号別紙4)
【技能実習の開始日時点で企業全体の雇用する雇用保険被保険者20人以下であり、技能実習を実施した事業所の他 に雇用保険適用事業所を有する中小建設事業主の場合】		
13		事業所確認票(建技様式第3号別紙3)
【受講者がキャリアアップシステム技能者情報登録者である場合】		
14		建設キャリアアップカード(写)
【受	講者が打	支術検定に関する講習を受講した場合】1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士など
15		指定教育訓練校の修了証(写)
● 受講者の賃金等について		
	・賃金	注計算締切日 <u>毎月 日</u> 注支払日(該当を□にチェックし、日にちを記入) □ <u>当月 日</u> □ <u>翌月 日</u> 注形態(該当を□にチェックし、日給は日額を記入) □ 日給月払い <u>(日額 円)</u> □ 月給

)

時間)

日曜 土曜 祝日 その他 (